

育林資本に関する一考察

— 鈴木説の検討 —

九州大学農学部 渡 辺 昭 治

1. はじめに

従来、育林資本の性格をめぐる種々の論が展開したが、その一つに鈴木尚夫氏の育林資本＝利子生み資本説がある。それが資本と土地所有が結びついている我が国の育林の現状を理解するのに都合がよいということもあって、一定の影響力を有してきた。そして、そういった影響の下、育林業はせいぜい利子目当ての経営にすぎず、本来的産業資本としては発展しえないと流布されてきたが、はたしてこれは正しい見解なのであろうか。

非常に大まかな問題提示だが、この点を解明すべく鈴木説を、その重要な構成柱を占める土地資本にさかのぼって検討するとともに、最後に育林資本の性格について若干触れることにする。

2. 鈴木説の検討

鈴木氏は育林資本＝利子生み資本説を次のように説明する。林業は採取から育成へと歴史的にも論理的にも発展してきた。その発展過程における採取＝伐出のくり返しは林相悪化、生産力の低下を招くことになり、必然的に人工的に林木を育成する必要が出てきた。これは採取林業の土地改良投資形態に他ならない。土地改良資本は土地資本といわれており、それは利子を生む資本に等置される。したがって、土地資本に擬制化される育林資本も同様に利子生み資本に転化する。

また、氏は育林を採取林業の土地改良投資形態と規定する他に開墾投資にも対置されている。すなわち、「開墾は農耕生産に必要な耕地を未耕地に資本を投下して新たに造成する。それと同じように採取林業生産に必要な森林資源を林業未利用地に育林資本を投じて新たに造成するのである。」¹⁾としている。

さらに、氏は資本制生産様式の下では資本、賃労働、土地所有の三階級分離が前提であり、当然育林資本と土地所有は対抗関係に置かれるはずであるのに、それがむしろ等置されている現状を、未墾地価格の形成を媒介に、土地所有者が利子生み資本家に変質し、結局土地所有者が育林過程を担っていくことになり、育林資本と異なる形態、運動法則をとらざるをえない

と説明する。

鈴木説はほぼ以上のようなものであるが、以下、第1点として、はたして育林を土地改良、あるいは開墾といった土地資本に擬制化できるのか、また土地資本＝利子生み資本はいえるのか。第2点として、未墾地価格の形成を媒介にして土地所有者＝育林資本家の論理が貫徹できるのかを問題としていく。

第1点についてだが、鈴木氏はこの点を、育林は土地に長期的に結合し、その資質の一部をなすごとき形態をとる。すなわち育林にあっては土地と林木は一体化し、いわば「林野的土地」と呼べると、土地と合体することを強調せられる。しかし、反面、育林資本は土地に合体されるにしても、その長期性は人工的豊度を造り出すために要する長期性であり、一度の採取利用により、その資本価値は、すべて林産物に移転する。これは流動資本範疇であると、土地資本との差異を明確に述べている。

すなわち価値移転の相違を土地資本か否かの目安にすれば、土地資本は永続的に土地に合体する資本であり、一生産期間で価値移転が完了することはないわけで、この点が決定的に違うわけである。土地改良（区画整理、暗渠排水、地目変換、地ならし、床締等）や開墾は破壊したり、損耗することなく、使用価値は平均的持続期間を確定しえないといった点から自然的な土地諸条件と同様に永続的なものである。いたがって、生産期間の長期性による育林資本の土地への長期的合体は土地資本が土地に永続的に合体するという点への表面的類推にすぎず、価値規定の視点からいえば成り立たないものであろう。

次に土地資本＝利子生み資本としてよいのか否かであるが、これを「資本論」第44章「最劣等耕地にも生ずる差額地代」の「差額地代と土地に合体させられた資本の単なる利子としての地代」の項を手がかりに検討してみよう。一言でいえば、土地資本は借地期間内は資本——利子法則に従うが、借地期間後は地代法則に従うことである。つまり借地期間内に価値移転を完了する土地資本は利子規定を受けるが、使用価値が借地期間後も存続する永続的土地資本は地代規定を受け

ると理解すべきであろう。すなわち永続的土地資本投下は土地の豊度を高めるものであり、純粋な地代と解すべきある。⁽²⁾

鈴木氏の論は、まず育林資本は価値移転とほとんど関係のない流動資本である点で土地資本と同様な関係は成り立たないが、仮りに土地資本に類似するものとしても、土地資本（永続的合体資本）にあつては利子法則よりは地代法則に従うという点から鈴木説は成り立たないものであるといえよう。

第2点、未墾地価格を媒介に土地所有者＝育林資本家の論理が貫徹できるのかを検討しよう。

永続的土地資本が借地期間を越えて存続した場合、それは借地期間終了後、土地所有者のものになり、新たな地代を形成するが、それは利率で資本化せられると土地価格を形成する。そうすると、未墾地にあつても、その土地価格から開墾費を差引いた分が未墾地価格を形成するが、こういった過程は必然的に土地取引者に開墾費としての土地資本を投下すれば地代＝利子が手に入るという意識形態を土地所有者に植えつけることになる。そして、未墾地が利子生み資本の対象として購買せられるや否や開墾は借地農業者から土地所有者のものになり、同時に土地所有者は利子生み資本家に転化する。⁽³⁾鈴木氏は、この新沢氏の論に依拠して育林資本＝林野所有者＝利子生み資本説を考へられているが、その誤りは新沢氏は開墾＝土地資本＝固定資本に依拠しているのに、鈴木氏が流動資本にすぎない育林資本に依拠している点に明瞭にあらわれている。つまり、この土地資本＝土地所有者＝利子生み資本説のポイントは、「土地資本の回転が借地期間によって規定せられ、その機能が無償の贈り物として借地期間の終了後、土地所有の有に帰属するという事実が、ついに機能資本家が土地に固定資本を投下するという資本機能の一部を奪いさるのである。」⁽⁴⁾という所にあるわけで、流動資本にすぎない育林資本にとっては、その資本回転、並びに借地期間は全く関係させようがないといってよい、土地資本に擬制化される育林資本もまたこれと同様にして林野所有者によって担当され、その資本は利子生み資本に転化される、とは考えられないであろう。

結論的にいえば、鈴木氏の育林資本は土地資本に擬制化されるという主張は、土地資本の目安ともいべき価値回転（一度に資本価値が移転か否か）に着目すれば無理のように思われる。

3. 育林資本の性格

これまで鈴木氏の育林資本＝利子生み資本説を検

討、批判してきたが、では育林資本の性格はどのようなものであろうか。理論的には育林資本も機能資本に入るであろうが、現実には一般の機能資本並みの利潤を実現するのは困難なものとなっている。したがって、当然林業独自の特殊性を問題とせざるをえない。ここでは、その特殊性の一つである生産期間の長期性を検討してみることにする。その際、マルクスが「資本論」第2巻第2編第13章の生産期間のところで述べているのが、きわめて示唆的であるので、それを手がかりに検討してみるが、それは次のようなものである。

労働期間が生産期間の一部分をなすにすぎない投資にあつては、一年の種々の期間の経過中に流動資本の支出で大きな不均等が生じ、還流は、自然条件によって固定された時期に一度に行なわれるだけである。したがって連続的な労働期間をもつ諸事業よりも大量の流動資本が一度に、かつより長期間に渡って投下されねばならない⁽⁵⁾。また、造林については、永続的な木材生産は、それ自体、年々の利用高の10倍から40倍を算する生木の保育を必要とする。すなわち、10年から40年以上に1回の回転である。長い生産期間、したがって長い回転期間は造林を不利な私的経営部門、したがって不利な資本主義的経営部門とする⁽⁶⁾、と述べている。

この論述で注意すべき点は、長い生産期間そのものは造林業にとり不利であるが、しかし不利だからといって資本主義的経営部門から排斥されるわけではなく、ただ利用高の10～40倍の林木の保育が必要であるということである。すなわち、森林面積を大規模に所有し、保続経営を確保できる経営体はなんとか資本制経営部門として維持されていくといえよう。

しかし、労働期間が生産期間の一部分にしかすぎないといった面は育林業に当然あいまい性を付加することになる。すなわち、佐野氏も指摘されたように明確な生産期間の終期をもたないゆえに生産資本と商品資本との区別に不明確性をもたらす⁽⁷⁾。これはまた、財産蓄積的傾向にもつながる危険性が常につきまとうことでもある。

引用・参考文献

- (1) 鈴木尚夫「二形態の林業のもとにおける育林資本」、林業経済No.140、28頁
- (2) 白川 清「土地投資とその組織」、196頁
- (3) 新沢嘉芽統「農業剰余価値形態論」287～293頁
- (4) 同上、293頁
- (5) マルクス「資本論」（岩波文庫、巻4）355～356頁
- (6) 同上、359頁
- (7) 佐野宏哉「育林資本の利子生み資本的性格」、林業経済、No.144、6頁